

香川県医師育成キャリア支援プログラム研修奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県内における医師の確保・定着を促進するため、香川県医師育成キャリア支援プログラムに基づき、県内の研修施設で専門医資格の取得を目指して研修を行った者に対し、予算の範囲内で研修奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「香川県医師育成キャリア支援プログラム」とは、県内の医療機関が作成し、一般社団法人日本専門医機構の認定を受けた専門研修プログラムのうち、内科領域、小児科領域、外科領域、産婦人科領域、救急科領域及び総合診療領域であるものをいう。

2 この要綱において、「研修施設」とは、香川県医師育成キャリア支援プログラムの研修施設群をいう。

3 この要綱において、「研修医」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者で、香川県医師育成キャリア支援プログラムに基づき、研修を行う者をいう。

(対象者)

第3条 研修奨励金の交付対象者は、香川県医師育成キャリア支援プログラムに基づき、研修施設において研修を行った研修医とする。ただし、医師免許取得後、医師として地域医療への従事等を義務付けられている期間の自治医科大学卒業医師及び香川県医学生修学資金貸与医師を除く。

2 研修奨励金は、3回を限度として交付する。

(交付額)

第4条 研修奨励金の交付額は、次の各号のとおりとする。

(1) 内科、外科、小児科、総合診療領域の研修プログラムを専攻する者に対しては、年額20万円とする。

(2) 産婦人科、救急科領域の研修プログラムを専攻する者に対しては、年額40万円とする。

2 ただし、前項における研修奨励金は、県内に所在する研修施設での研修期間が1年に満たない場合、県内に所在する研修施設で研修を行った月数に応じた額を交付するものとする。研修期間の算定にあたり、1月に満たない端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。月数に応じて算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 疾病、負傷、育児休業の取得等により、研修を年度途中で止むを得ず中断する期間を含む場合の交付額も前項と同様とする。

(交付申請)

第5条 研修奨励金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、香川県医師育成キャリア支援プログラム研修奨励金交付申請書（第1号様式）を知事が指定する日までに県に提出す

るものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、研修奨励金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(研修報告)

第7条 申請者は、交付決定の通知を受けたときは、知事が指定する日までに香川県医師育成キャリア支援プログラム研修報告書（第2号様式。以下「研修報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(研修奨励金の額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定による研修報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る研修の成果が研修奨励金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき研修奨励金の額を確定し、書面により通知するものとする。

(研修奨励金の交付)

第9条 知事は、研修奨励金の額の確定後において申請者に対し、研修奨励金を交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により研修奨励金の交付を受けようとする場合は、請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、申請者が、研修奨励金の交付の決定の内容又は法令等に違反したときは、申請者に対し、研修奨励金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、申請者について交付すべき研修奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請者に書面により通知するものとする。

(研修奨励金の返還)

第11条 知事は、研修奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に研修奨励金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第12条 申請者は、第10条第1項の規定により研修奨励金の交付の決定を取り消された場合に

において、研修奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る研修奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該研修奨励金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた研修奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた研修奨励金の額に充てられたものとする。
- 3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 13 条 申請者は、研修奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた研修奨励金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の延滞金について準用する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日以降に開始した香川県医師育成キャリア支援プログラムに係る研修奨励金から適用する。

附則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

(経過措置)

- 4 平成 29 年度以前に開始した香川県医師育成キャリア支援プログラムに係る研修奨励金の継続的な交付は、なお従前の例による。